

【参考資料】

子どもや親のことで、悩みを1人で抱え込んだりしていませんか？

その悩みをどのようにしてクリアしていく選択肢があるのでしょうか？

1

☆気づき 学校の担任、養護教諭等の立場や地域の立場で気づいた場合
<子どもの気になる様子> <家庭の気になる様子>
不登校、いじめ、 学校への不信感
生活習慣 養育力の課題、虐待
対人関係 など 過保護 など

2

☆相談（共有する）

学年会議や校内の諸会議で話す。 校内のケース会議をする。
主任児童委員、民生委員、地域の方と話す。 など

課題を整理し、対策を練る（アセスメント）

○何が課題で、その課題と一緒に取り組むどんな人たちがいて、どんな役割分担と協働の支援が可能か？

- ①現状を把握する
生活面、学力面、自尊感情など
- ②背景を探る
成育歴、家庭環境、経済状況 など
- ③課題を整理する。
だれが、どんなことに困っているのか？
- ④支援の取り組みをするときのキーパーソンは誰か。
- ⑤取り組みについての短、中、長期的な行動計画を立てる。 など

課題整理や対策を練るときに協働できる人たち

スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
教育相談室、通級教室
巡回相談(教育事務所)
訪問指導員
民生委員、主任児童委員
など

3

校内での共有と対応

校種間での共有と対応

保育所、認定こども園、幼稚園、小・中・高校と連携します。

学校と関係機関での共有と対応

学校が発信し関係機関が集まり共有と対応をします。

要保護児童対策地域協議会での共有と対応

学校や単一機関での対応が難しいときに、子どもや家庭にかかわる組織や人が集まり、共有と対応をします。

要保護児童対策地域協議会【要対協】とは？

児童福祉法に基づいて、平成 16 年度より全国の市町村に設置され、子どもを地域で支え育てるために、個別の子どもの状況に合わせた支援のネットワーク体制づくりをする組織です。大牟田市の場合は、「大牟田市子ども支援ネットワーク」と呼び、事務局を大牟田市子ども家庭課児童家庭相談室(41-2684)が担当しています。

この組織では、個別の子どもの状況にあわせて関係機関を集めたケース会議を呼びかけ、守秘義務に基づいて、それぞれが持つ子どもや家庭にかかわる情報を共有し、必要な支援について短期、中期、長期的な支援にむけて対策を立てることをねらいとしています。

ケース会議を開催するときは、学校等が児童家庭相談室に相談します。また、スクール・ソーシャル・ワーカーや児童相談所などが依頼することもあります。

大事なポイントは、そのケースをどこかに丸投げするのではなく、みんなで「みこしを担ぐ」ことです。

4

共有した短期、中期、長期にわたる支援の行動計画について、具体的な動きをつくります。

必要に応じて、子どもにより近い関係者が集まって情報を共有したり、親やキーパーソンを交えての家族応援会議を開催したりしていきます。

その際、それぞれが動いた情報などを集約するキーステーション（拠点）をどこが担い、だれと相談しながら、次の動きにつなぐかが重要になります。

5

具体的に動いた結果を踏まえて、課題整理や対応について、必要に応じて見直します。

状況に応じて、再度、それぞれのところで、状況を共有する会議を開催します。左の図で言えば、**2** に戻ることになります。

大事なポイントは、大きな変化を期待せず、かかわりや支援の動きがとぎれないことです。

ひとりの子どもを育てるには
村じゅうのひとの知恵と力が必要
～アフリカに伝わることわざ～

【参考資料】

保護者へ紹介したり、子どもの学びや育ちにかかわる人たちも
相談できたりする窓口一覧

○妊娠・出産・子育てに関する相談は

- ・ はぐはぐおおむた 41-2260

○保護者が子育てに悩んでいるとき

- ・ 教育相談室 52-4113
- ・ 子ども育成課 41-2248
- ・ 子ども家庭課 41-2661
- ・ 児童家庭相談室 41-2684

子どもや親の子育てに関する
相談全般に対応してくれます。

○育ちに心配があるとき

- ・ りんどうの森 53-8204
障害児(者)の地域での生活
支援にかかわる相談
- ・ あおぞら 0942-52-3455
発達障害など、育ちに心配が
あるときの相談
- ・ 子ども家庭支援センターあまぎやま
58-6636
不登校傾向や育ちに心配がある
ときの相談

○母親が夫婦関係や職場や地域での
人間関係等に悩んでいるとき

- ・ 大牟田市男女共同参画センター 43-1012
女性の相談員が電話相談から
対応します。

○保護者が高齢者の介護などで悩んでいるとき

- ・ 各地区地域包括支援センター（P60 参照）
高齢者の介護、健康、福祉、医療等、さまざまな悩み相談に対応します。

○保護者が生活に心配があったりするとき

- ・ 教育委員会学務課 41-2866
就学援助の相談、申請ができます。
- ・ 保護課 41-2667
生活保護の相談、申請ができます。
- ・ 生活支援相談室 32-8851
生活に困窮している人の自立にむ
けた支援を行っています。

○高校、大学、専門学校等への進学や修学な
どに心配がある場合

- ・ 中学校、高校
奨学金などの相談や申請ができます。
- ・ 保護課 41-2667
生活保護を受けている場合は、高校
就学費の相談や申請ができます。
- ・ 社会福祉協議会生活支援相談室 32-8851
低所得者世帯(概ね市民税非課税程
度)の場合は、生活福祉資金の相談や申
請ができます。
- ・ 子ども家庭課 41-2661
ひとり親家庭の場合は母子父子寡婦
福祉資金の相談や申請ができます。

これらの相談は、すべて無料です。子どもの学びや育ちにかかわる人たちも、
一人で抱え込まず、その家庭にかかわるさまざまな立場の人たちとネットワー
クとチームワークで取り組みましょう。

【参考資料】

心や人とのかかわりのことでの悩みや心配へのサポートについて

対人関係に関する心配

- ・人付き合いがうまくできない
- ・人前に出ると緊張してしまう
- ・家に閉じこもりがち、など

性格や行動に関する心配

- ・自分の性格が気になる
- ・憂うつな気分、いらいらする
- ・いつも不安である
- ・集中できない、眠れない
- ・ストレスとうまくつきあえない
- ・困った癖がある、など

職場や学校に関する心配

- ・上司や同僚とうまくやれない
- ・職場になじめない
- ・学校に行けない、友達ができない
- ・いじめられている、など

家族に関する心配

- ・育児、しつけに関する心配
- ・親子、夫婦間の心配、など

悩みや心配を抱える人は、どんなサポートを必要としているのでしょうか？

大牟田市には以下のような相談窓口を設けています。

悩みや困り感に応じて、専門のスタッフがアドバイスや関係機関を紹介します。

相談窓口の例

- <公的機関> ○スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー ○教育相談室、
通級教室 ○大牟田特別支援学校 ○子ども家庭支援センターあまぎやま ○大牟田市
児童家庭相談室 ○はぐはぐおおむた ○福岡県大牟田児童相談所
- <地域の窓口> ○主任児童委員、民生委員

機関や病院にはそれぞれの特徴があります。その特徴をふまえておくことが大切です。

子どもが通って過ごせる場所を提供することができる場所

- <公的機関> 教育相談室、昭和教室、大牟田特別支援学校
福岡県大牟田児童相談所、子ども家庭支援センターあまぎやま
- <民間機関> フリースクールソフィア など

育ちや心のことで相談できる場所

- <公的機関> 教育相談室、子ども家庭支援センターあまぎやま、大牟田特別支援学校
福岡県大牟田児童相談所
- <医療機関> 大牟田市立病院(小児科、精神科)、静光園第二病院、不知火病院
三池病院、米の山病院、大牟田保養院、倉永病院、おか医院、辻クリニック など

多様な性のあり方で、不安や悩みを持っている子どもに気づいたら・・・

身体のこと
で不安
や違和感
がある・・・
(身体の性)

自分自身
はどんな
性だと思
うか、不
安や違和
感がある
・・・ (心の性)

同性を好
きになる
？どちら
の性も好
きになる
？性別で
好きにな
る人を決
めたくない
？
(好きになる性)

服装やし
ぐさ、言
葉遣い
などが典
型的では
ない・・・
(性の表現)

日本国内における LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーなど、性的マイノリティの人々)の人たちの数は、様々な調査結果からおよそ 8.9% (※電通ダイバーシティラボ「LGBT 調査 2020」)といわれています。8.9%と仮定すると、11 人に 1 人という割合になり、日本にいる左利きの人の割合とほぼ同じになります。

このように LGBT の人たちは身近な存在ですが、多くの当事者は周囲の無理解や偏見を恐れ、そのことに不安を抱いても誰にも言えず隠している場合がほとんどです。

LGBT をより理解するためには↓

『性はグラデーション』 大阪市淀川区・阿倍野区・都島区 3 区合同ハンドブック
(淀川区 LGBT 支援事業 大阪市淀川区役所市民協働課 WEB: <https://niji-yodogawa.jp/>)

学校での様子などから、気になる子どもがいる時、または子どもへの対応などで相談したいことがある時は、以下のところに相談できます。知らないこと、分からないことが多くても、一緒に考えていこうというスタンスで寄り添ってください。

FRENS (フレンズ) WEB: <http://blog.canpan.info/frens/>

交流会「にじだまり」「フレンズタイム」、街頭アクション「やっぱ愛ダホ!」、講演活動、相談を聴いて一緒に考え動くことを中心に、LGBTQ の子ども若者サポートのために活動しています。

LGBT の家族と友人をつなぐ会 福岡 WEB: <http://lgbt-family.or.jp/>

LGBT (レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーなど、性的マイノリティの人々) の家族や友人などによる会です。

ページ協力: NPO 法人 RainbowSoup WEB: <http://rainbowsoup.net/>

被災された方への支援制度

水害や台風、地震などで被災された方へは、さまざまな支援制度があります。詳しくは、内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」（令和5年6月1日現在）内閣府「災害救助法の制度概要」（令和5年6月）などを参照してください。

証明書

支援制度の申請や税の減免、保険金請求等に
必要な場合があります。

「り災証明書

現に居住する家屋について、災害によって生じた家屋被害の程度を証明するもの

被災証明書

災害による被災の事実を証明するもの

証明書の交付手数料の免除

災害の援助などを受ける手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料を免除します。

子どもの教育、就学等

教科書等無償給与

災害により失った教科書や学用品等を支給します。

特別支援学校等への就学支援奨励事業

被災により必要となった通学費、学用品費等を援助します。

小中学生の就学援助措置

被災により必要となった公立小中学校の就学に必要な給食費や学用品費等の援助をします。

高等学校授業料等減免措置

災害により納付が困難な生徒に対して、授業料、受験料、入学料等を減額、免除します。

大学等授業料減免措置

災害により納付が困難な学生に対して、授業料等の減額、免除を行います。

緊急採用奨学金

被災により家計が急変した学生、生徒に対して緊急採用の奨学金の貸与を実施します。

児童扶養手当等の特別措置

被災者に対する児童扶養手当、特別児童扶養手当等について、所得制限の特別措置を講じます。

見舞金等

災害見舞金 (大牟田市)

居住する家屋が準半壊以上、床上浸水の被害を受けたとき、市、県がそれぞれ見舞金を支給します。

くらし支援金 (大牟田市独自)

災害見舞金を支給された世帯に支給します。

生活移動手段支援金 (大牟田市独自)

災害により自動車を廃車した方に支援金を支給します。

住まい

市営、県営住宅、民間住宅の一時入居

入居可能な市営住宅や県営住宅、民間の住宅を提供します。

住宅の応急修理 (大牟田市独自で上乘せ)

災害救助法に基づき住宅の支援をします。
(業者に依頼する前に相談ください)

住宅に運ばれた土石、竹木等の除去

災害救助法に基づき、住宅に運ばれた土石、竹木の除去を支援します。

税の減免や猶予等

市県民税の減免

「り災証明書」等の交付を受けたとき、市県民税の一部を減免します。

固定資産税・都市計画税の減免

「り災証明書」等の交付を受けたとき、固定資産税・都市計画税の一部を減免します。

国民健康保険税及び医療費の自己負担の減免

「り災証明書」等にもとづき、国保税や医療費の自己負担分の一部を減免します。

後期高齢者保険料及び医療費の自己負担の減免

「り災証明書」等にもとづき後期医療保険料や医療費の自己負担分の一部を減免します。

国民年金保険料の免除

「り災証明書」等にもとづき国民年金保険料が免除されます。

市税の納税の猶予

災害により市税を一時に納付することができない場合一定期間徴収を猶予します。

介護保険料及び介護利用者負担の減免

「り災証明書」等にもとづき介護保険料及び介護サービス利用者負担の一部を減免します

ごみ、消毒、公共料金など

災害ゴミの処理

災害ゴミについて指定した場所で回収します。

家屋の消毒

浸水家屋の床下や家屋周りを中心に消毒液を散布します。

水道料金、下水道料金の減免

「り災証明書」等の交付を受けたとき、水道料金、下水道料金を減免します。(減免申請は不要)

し尿処理手数料の減免

「り災証明書」等の交付を受けたとき、し尿処理手数料を減免します。(減免申請は不要)

参照資料：「広報 おおむた 2020/8/1号」、内閣府上記資料

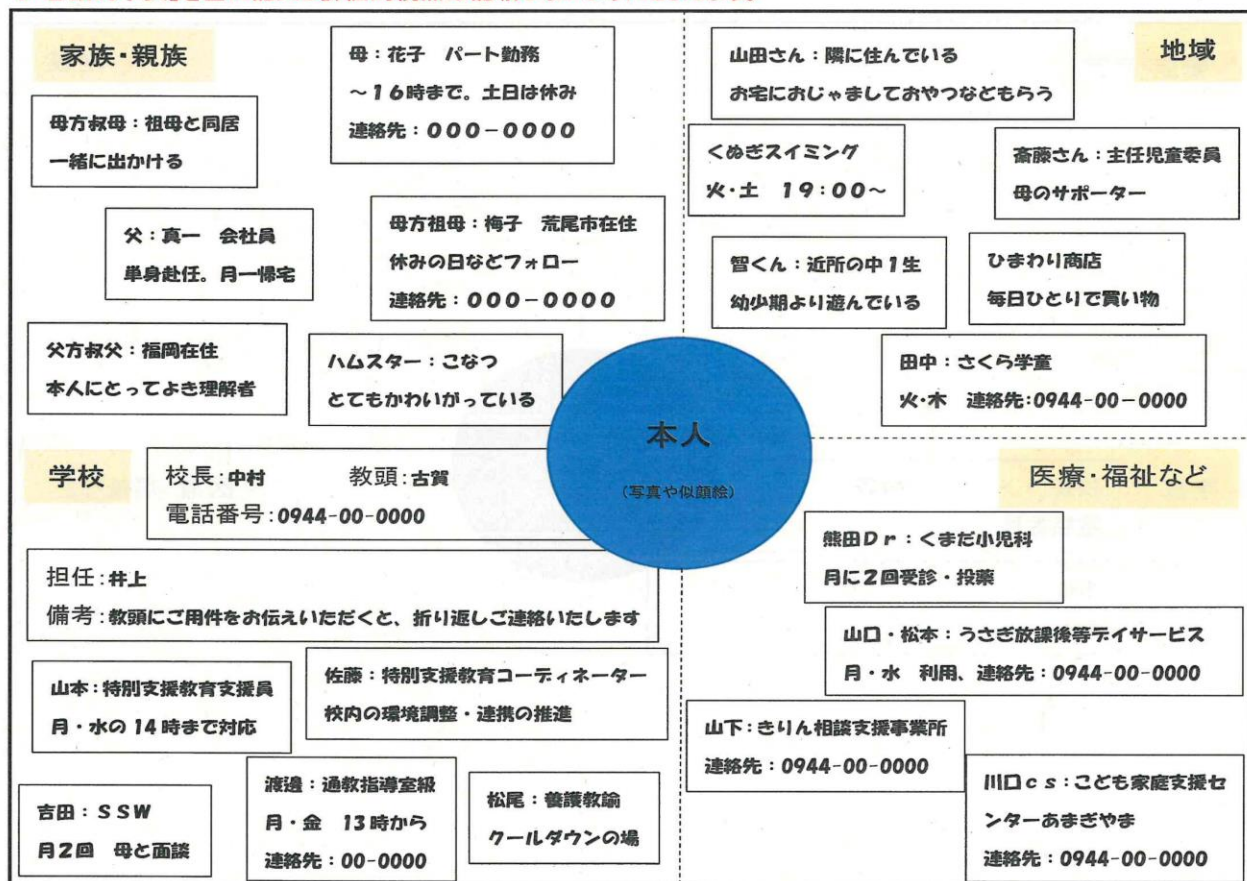
このマップは、本人及び関係者が支援の社会資源を把握するために活用できるものです。
 ※このマップの記入用はHPにあります。この冊子の裏表紙のQRコードを活用ください。

わたしの応援団マップ(サンプル)

氏名	おおへび 小学校	管理人(このシートを管理する人)
田中 太郎	5年 2組	田中 花子(母)

作成日 2020年 10月 6日

このシートは、太郎さんを応援する人たちが繋がりが合い、声を掛け合うことで、よりよい連携を築くことを目的としています。個人情報の取り扱いには十分に気を付けましょう。ご本人やご家族と一緒に作ることを意識して作成します。あくまでも「客観的事実」を基に記入し評価の視点は記載しないようにしましょう。



※できるだけ利用機関名や担当者名前、連絡先が見える形で記載する。

閲覧・書き込み・コピーいたしました

記入した 日付を記載	学校 (月 日)	閲覧する機関名			
	担当者の印鑑 もしくはサイン				

◎上記の機関が個人情報の取り扱いに遵守した上で情報を共有することを承認します(保護者の自署)

管理人の方・応援団の皆様へ

わたしの応援団マップのリレーについて

本シートは、ご本人やご家族が「管理人」となって回覧していただき、関係者が円滑に連携を深め、児童のよりよい生活を支えたいという思いで作成されました。

1. 目的

このマップは、〇〇さんを応援する人たちが繋がり合い、声を掛け合うことで、よりよい連携を築くことを目的としています。

応援団の皆さんがひとりの児童に向き合い繋がり、サポートしていくことで〇〇さんの力が引き出され、より良い成長が促されることが期待されています。

2. ご記入をご依頼する範囲

応援団としてご記入いただく対象の範囲は、毎日の暮らしの中で関って下さっている人や機関です。

3. ご記載について

可能な範囲でご記入をお願いします。ご記入後は管理人の方へのお渡しをお願いいたします。

4. 記入後のシートコピーと保管について

下記に印鑑を押していただいた方へ、必要に応じてコピーをお渡しいたします。個人情報となるため、**秘**資料として保管いただき、直接的なやり取りの元、ご本人の力や関わりの内容など、積極的な情報共有と連携にご活用ください。

5. 問い合わせ先

運用に関するご質問等、下記サポート機関までご連絡ください。

事業所名: _____ **電話番号:** _____ **担当者:** _____

※ この資料のデータや活用するための「わたしの応援団マップの配布および運用について」等は本冊子裏表紙の URL を参照ください。

福岡県教育文化奨学財団高等学校等奨学金について
次年度の予約募集の申請をされる中学3年生の保護者の方へ
中学3年生の保護者の方へ

＜この用紙を持って大牟田市役所税務課窓口に行けば、手続きがスムーズになります。＞
3の「誰の分が必要か」を記入の上、税務課窓口で申請してください。

1 証明書が必要な理由

令和5年度年度高等学校奨学生予約募集申請手続きのため

2 必要な証明書

「令和4年度分所得課税証明書」

3 誰の分が必要か。()

※奨学金の願書の同一生計の家族状況に書き出した人、全員分です。(学生を除く)

※無職、無収入の人も、年金だけの人も所得証明書が必要です。

※各1通です。

(注) 申請に行く場合は、窓口に行く人の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、顔写真付学生証等)と1通につき300円が必要です。

※ 予約募集に限り、給与収入のみの場合、「令和4年度市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」でも所得課税証明書に替えることが可能です。

※ 大牟田市に住民登録をされている方の所得課税証明書(本人分)は、マイナンバーカードによるコンビニでの発行が可能です。(1通250円)詳しくは大牟田市のHPをご覧ください。

※ 保護者が申請に行けない場合は、生徒が学生証を持って申請に行くことができます。
また、生徒の同居の親族(三親等以内)以外の方が申請される場合、委任状は1人につき1枚ですが、以下の委任状に連名でも可能です。

委任状

所得課税証明書の請求について、次の方に委任します。

○ 委任者(証明書が必要な当人)※奨学金の願書に書き出した人、全員を書いてください。

氏 名 _____

住 所 _____

※上の氏名欄に書き出した人のそれぞれの生年月日を書いてください。

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

○ 受任者(市役所に行って申請をしてもらう人)

氏 名 _____

住 所 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日